

第2回妥当性確認WGにおける評価書案・最終報告書に関する指摘事項とその対応について

平成22年9月7日

原子力規制室

評価書案

委員	コメント(要旨)	対応(事務局)
翠川委員	P.12 P. 22 「震源を特性せず策定する地震動評価については、考慮しないこと」の記載に関して、本文(P.12)では「支障ないもの」に、まとめ(P.22)では「妥当なもの」になっており、表現が異なる。	「支障ないもの」に修正。
翠川委員	P.14 入力地震動の評価に関して、「等価線形解析の適用範囲を超えている可能性があるため、再評価を求めた」ことについて、その対応内容を具体的に記載すべきである。(時刻歴応答解析との差違の有無、適用範囲の適合性)	拝承。 最終報告書(P.4-17)に基づき、追記・修正。
翠川委員	超過確率に関して、資料 2-2 では「『参照』程度の確認と考えている」としているが、評価書案には記載がなく、整合性の点で問題はないか。	発電用原子炉を対象とした新耐震指針は、試験研究炉では参考となるものとされていることから、超過確率について、評価書には記載しないこととする。
和田委員	想定した地震力が、一般的な建物に採用する地震力と比較し、どの程度の大きさになっているか、確認した内容を記載すべきである。	拝承。 (評価書案・最終報告書両方に記載)
和田委員	P.17 「地震応答解析の応答結果の差は小さいことから」の記載に関して、応答解析結果が部分的な箇所を捉えたものなのか、構造物全体を捉えたもののかなど、確認した内容を正確に追記すべきである。 上記の他、施設・構造 SWG で確認した内容を具体的に記載すべきである。	拝承。
伊藤委員	P.17 短期許容応力度を判断基準としているが、許容応力度の使い方について確認することが必要。	<u>〔原子炉建屋〕許容限界：基準地震動Ssによる地震力等</u> <u>に対して、十分な変形性能、及び終局耐力に対し妥当な安全余裕。〔短期許容応力度〕等は、発生応力の程度を示すため用いている。〕</u> <u>〔機器・配管系〕許容限界：基準地震動Ssによる地震力等</u> <u>による発生応力に対して、過度な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の機能に影響を及ぼすことのないこととし、京都大学の評価では、京都大学が設定した判断基準</u>

備考：下線部は、第3回妥当性確認WGの会合中、修正案として提示した内容

委員	コメント(要旨)	対応(事務局)
伊藤委員	P.18 「波及的影響を考慮する原子炉建屋」の記載に関して、この「波及的影響を考慮する」は不明瞭な表現なので、削除すべきではないか。	値とした。 拝承、 削除する。
上ノ園委員	P.17 P.22 原子炉建屋の耐震安全性評価の結果に関して、本文では「保有水平耐力」と「ひずみ」について記載されているが、まとめでは「ひずみ」のみの記載となっており、「保有水平耐力」についての記載がない。	本文(P.17)の表現(保有水平耐力とひずみの両方について記載)で統一。
上ノ園委員	原子炉棟の耐震診断的な確認内容について、評価書への記載は必要ないか。	原子炉棟は評価対象外であるため、評価書には記載しないこととする。

京都大学最終報告書

委員	コメント(要旨)	対応(京都大学)
和田委員	施設・構造 SWG で示した資料・内容について、追加・追記すべきである。	拝承
翠川委員	超過確率に関して、ロジックツリーの設定に係る内容を記載すべきである。	拝承